

ニセコ町 議会だより

No. **179**

発行 ニセコ町議会
編集 議会だより編集委員会
2019年(令和元年)11月1日



～グローバル化が進展する未来社会に向けて～

ニセコ小学校では、今年はいじめて「英語deトライ」を試みました。住民や外国語指導助手、国際交流員、町内施設に協力をしていただき、6年生がグループを組んで英会話に挑戦、課題をクリアしていきます。ニセコ中学校でも昨年までの3年間、1部の学年ではありますが授業に「Englishトライアル」を組み込みました。これからも、このように特色ある実践を伴う授業が増えていけばいいですね。

9月定例会

おもな
内容

- | | |
|----------------------|--|
| ▶ 一般質問……………2～19 | ▶ 補正一覧……………25 |
| ▶ 行政報告(一部)……………20 | ▶ 意見書……………26 |
| ▶ 総務所管事務調査報告……………21 | ▶ 公営住宅使用料の算定誤りに関する
調査特別委員会報告……………27 |
| ▶ 産業建設所管事務調査報告…22～23 | ▶ 議会日誌・編集後記……………28 |
| ▶ 審議結果……………24～25 | |

一般質問

9月10日から9日間の日程で開催した令和元年(2019年)第6回二セコ町議会定例会では、7名の議員から17件の一般質問が提出されました。内容を要約しておりますので、詳細については二セコ町議会ホームページに載せている会議録をご覧ください。



高木 直良 議員

- ・ごみの分別・減量施策について
- ・開発規制強化の検討
- ・高齢者住宅建設計画の「ミスマッチ解消」と公営住宅の改善について
- ・会計年度任用職員制度について

P3～6



斉藤 うめ子 議員

- ・SDGs高校生未来会議の開催について
- ・全国学力テストにおける英語の結果分析について
- ・食品ロス削減推進法について
- ・タバコのない社会をめざして
- ・「SDGs17の目標における日本の取り組みへの評価」と「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」について

P7～11



桼原 龍弥 議員

- ・移住者への対応について
- ・北海道新幹線について

P12～13



篠原 正男 議員

- ・再生可能エネルギーについて
- ・並行在来線対策について
- ・景観条例に基づく協定について

P14～16



浜本 和彦 議員

- ・今後の二セコ町の在り方について

P17



小松 弘幸 議員

- ・倶知安警察署ひらふ臨時交番について

P18



木下 裕三 議員

- ・キャッシュレスに関して

P19

「燃やすごみ」袋の表示変更と プラスチックごみ減量対策を

A 表示変更は山麓町村と協議、 プラごみ削減は住民とともに

Q 高木議員

7月31日のニセコ町
廃棄物対策検討委員会
では、廃棄物の排出抑
制及び減量化や分別排
出の励行が確認された。
昨年と今年8月の2
回、ニセコ町で収集し
た燃やすごみの展開検
査に立ち会ったが、と
ても分別が行き届いて
いるとは言えない状況
で、イベントの際に出
されたものだった。

原因の一つは固形燃
料化へ転換したときに
これまでとは変わりが
りませんと説明したこ
とや燃やすごみの袋を
そのまま使い続けてい
ることにあると思う。
特にごみを焼却処理
している他市町村から

転入された方や滞在者
は問題とは感じない。
私は「燃やすごみ」

の袋をやめて、固形燃
料化ごみと記載した袋
と衛生ごみと記載した
袋に区分すべきと考え
る。今後の対策を聞き
たい。

A 片山町長

町民の皆様には固形
燃料化方式とはさらに
分別し破碎し乾燥させ
押し固めて固形燃料化
するものと知らせてき
た。「固形燃料用燃や
すごみ指定袋」と表示
している。衛生ごみは
衛生ごみだけを燃やす
ごみ袋に入れて出す方
法と、衛生ごみだけを
ほかの袋に入れ、ほか
の可燃ごみと一緒に燃

やすごみ袋に入れて出
す方法の2種類で行っ
ている。

燃やすごみ袋の表示
方法と衛生ごみの分別
方法は、羊蹄山麓地域
廃棄物広域処理連絡協
議会の関係町村との連
携を密にして、統一的
な取り扱いで取り進め
てまいりたい。分別促
進対策として4月に家
庭ごみ収集日カレンダー
を全戸配布した。また
今年度中にスマートフォン
の出し方や収集日など
を検索できるアプリを
作成する。

Q 高木議員

プラスチックごみの
減量、廃止が国際的課
題となっているがニセ

減量化への啓発やマイ
バッグ持参、マイボト
ル利用の促進、レジ袋
の有料化などを検討の
上、プラスチックごみ
ゼロに向けた取り組み
を関係機関とも協力を
して徐々に進めてまい
りたい。

Q 高木議員

「燃やすごみ」と書
いてある限りは直観的
に直接焼却場で燃やし
ていると思う。転換か
ら相当時間がたってい
る現在、袋の表記を変
えたらどうかという提
案をしている。

収集したごみを手で
選別する作業環境は非
常に悪く生ごみや塩素
系のプラスチック袋は
選別が難しいと思う。
誤解が生じない「固形
燃料用ごみ」と明記す
べきだ。

A 片山町長

さまざまなプラスチ
ック製品の増加がプラ
スチックの海洋汚染を
促進している。商店へ
のプラスチック製品の

Q 高木議員

にしているという実態
もあるので、全体の道
筋、効率的で本当に環
境に優しいという視点
で詰めてみたい。

亀岡市ではプラスチ
ックごみゼロ宣言をし
て、事例を町のホーム
ページで掲載し、日常
生活の中で何ができる
かを知らせている。町
として、前に進めてほ
しい。

A 片山町長

住民の皆さんと一緒
に勉強をし、日常的な
プラスチック削減の取
り組みの熟度を上げる
ことは今取り組んでい
るSDGsそのものの
活動だ。



亀岡市プラごみゼロ宣言

Q

最近の開発の波に即して 現行規制の見直しを求める

A

財産権の問題もあるが検討したい

Q 高木議員

1つは6月に質問した近藤地区の開発問題だ。8月の景観条例に基づく住民説明会は全く不十分のため、住民の要請で町長出席のまちづくりトークが開催された。また、曽我地区では準都市計画区域隣接の畑地に温泉つきコンドミニアムが計画され、排水計画や農業問題で将来のトラブルが心配されている。

町内での開発に関して自然環境、生活環境の保全の側面からどのように対応しているか。2つめに、現状の開発事例に則して準都市計画制度、景観条例改

A

片山町長

正の検討を求める。軽井沢町の保護地域では、1000㎡以上の開発で建ぺい率は20%以下、保存する樹林は、事業地の40%以上の面積が原則だ。

3番目に、樹林地や農地の土壌にはCO₂を固定化する力がある。開発をアクションプランのCO₂削減計画と関連づけるべき。

1点目、現在は現行法令はもちろん、町独自の地下水保全条例、景観条例に沿って個別に対応し、自然、生活環境の保護に取り組んでいる。

2点目は6月の定例

Q

高木議員

議会において答弁したとおり、規制の強化は民法上の財産権との調整もあるため、慎重に検討を重ねていきたい。

3点目は森林の保全は温室効果ガス吸収に大きく寄与するもので、アクションプランでも持続可能な林業を進めるべきとしている。農地の保全と温室効果ガス削減の関連については、現状で明確な指針は持っていない。

近藤地区の事業者の進出に、住民の方は非常に不安を持ち、最低限、敷地境界での植栽の要望がある。事業者に実現するように求める

べきではないか。

また、曽我地区の開発事例においても地元説明に、近隣の方は不安を抱えている。事業者側の説明には町も立ち会い、住民の不安や事業者の回答を直接把握し、その上で相談にも応じていただきたい。

A

片山町長

近藤地区の事業者に植栽等を求めていくべきと私も現地を見て考えている。曽我の件では、再三調整を行い、3度にわたって計画変更を行って住民の皆さんの要望に応えた経緯もあり、ぎりぎりの結果で判断をしている。

また、説明会には、



町内でもコンドミニアム建設が進んでいます
(本文記事とは関係ありません)

Q

高木議員

役場の関係課の中から必ず誰か出るように取り組む。環境関係の条例の中でも検討し、財産権を踏まえた調整の中で規制の強化にも着手していきたい。

ニセコ町の第5次の総合計画には地区別構想があり、川北地区の場合、重点課題として大規模リゾート開発と土地利用、農地の保全とリゾート開発、森林と水の保全がうたわれ

A

片山町長

基本的には環境保全や景観にも配慮した事業が現在ニセコ町内で進行していると思う。町の姿勢を訴え乱開発に至らないように取組んでいるが、一定程度の限界を現在感じているところであり、強化も含めて検討していきたい。



高齢者住宅建設によるミスマッチ解消と 公営住宅の改善について

A

当面2棟16戸建設で
ミスマッチ10戸解消を予定

Q 高木議員

6月定例会の質問に
対し、ミスマッチ解消
対象世帯は65㎡以上の
3LDKの26世帯、3
階以上にお住まいの6
世帯で32世帯との回答
だった。

私は階段の有無に着
目して、3階以上に限
らず1階に車庫がある
タイプの団地、富士見
新有島、望羊、中央の
4団地に入居の高齢者
世帯は本来全てミスマ
ッチ解消の対象となる
ものと考えている。住生活
基本計画の資料から階
段使用のこの4団地で
高齢者世帯（65歳以
上）は55世帯と読み取
れるが、現段階で入居
している高齢者世帯は

何世帯か。また、この
うち現在歩行困難者が
いる世帯は何世帯と把
握しているか。

A 片山町長

1階部分が車庫とな
っている前述の4団地
に入居している高齢者
世帯、1階から4階ま
でのご高齢の皆さんは
54世帯で、歩行が困難
なご高齢の世帯が5世
帯と確認している。

Q 高木議員

現段階で1階部分が
車庫となっている団地
に入居している高齢者
世帯のうち何世帯が2
025年度までに転居
が可能と見込んでい
るか。転居ができず、従
来の1階部分が車庫の

団地に入居し続ける高
齢者は何世帯ぐらい残
ると想定しているか。
こうした高齢者、とり
わけ足腰の弱った方の
ためには、この入居を
し続けざるを得ない方
にとっては椅子式昇降
機は必要と考えるが、
どうか。

A 片山町長

現在ニセコ町公営住
宅等長寿命化計画の見
直し作業を実施してい
るが、全てのご高齢の
皆様の移転は難しいが、
ご高齢の皆さんを含む
ミスマッチ対策の建設
戸数など、具体的に計
画したい。また、転居
できないご高齢世帯に
は、運用面で例えば4
階から1階へ移転して

もらうなどの対応をし
たい。そのほか、民間
住宅への移転や、状況
により高齢者施設など
へ保健師などの意見も
聞きつつ対応したい。

椅子式昇降機は、6
月の議会でも答弁した
が、運用面における安
全対策や利活用の頻度、
設置費に400万円か
ら500万円程度のコス
トがかかることなど
を総合的に勘案し、現
段階では難しいと考
えているのでご理解願
いたい。

Q 高木議員

先日の所管事務調査
で新団地整備基本計画
の対象敷地は約240
0㎡、ミスマッチ解消
に向けた住戸と新規入

居向け住戸を整備、高
齢者・子育て支援セン
ターの整備で、公営、
民間、教員住宅などの
複合的な住宅団地によ
るミックスコミュニティ
の創出も検討とある。

この新団地に建設予
定の高齢者ミスマッチ
解消戸数はどの程度か。

A 高瀬建設課長

現在、建設課で公営
住宅として考えている
ものは広くなく、敷地
の西側の一部に、1階
に高齢者の住宅（40

45㎡）5世帯、2階に
子育て世帯3世帯（約
75㎡）をイメージして
いる。このような組み
合わせ2棟で10世帯の
単身もしくは夫婦のみ
での高齢者世帯のミス
マッチの解消につなげ
たい。

A 片山町長

まだ具体的にこの
場所と出せる状況では
ないが、町で貸してい
る土地も一部戻る方向

で現在調整をしている
場所がある。それらも
含めて計画の熟度を上
げていきたい。

Q 高木議員

私は、ここに幾つも
の種類の住宅建設は面
積的に難しく、民間住
宅はSDGs未来都市
の計画に譲ってはと思
う。この狭い中では、
公的な住宅に絞るべき
ではないか。

A 高瀬建設課長

構想として民間住宅
や教職員住宅、複合住
宅の町内になればと思
っている。SDGsの
街区も民間住宅だけで
なく、ある意味公営住
宅的な住宅も含めてい
ろいろな方々が集まっ
たコミュニティをと思
う。まだ調査段階であ
り、年度内に少し固め
て皆さんに再度説明し
たい。

Q

会計年度任用職員制度導入に際し、雇用条件改善を

A

不利益を生じない制度設計し、丁寧な説明を行う

Q 高木議員

2017年5月に地方公務員法と地方自治法が改定され、2020年4月から自治体の非正規職員対象に会計年度任用職員制度が導入される。

町の行政は、非正規職員により重要な業務が担われているが、正規職員に比べ賃金を初め多くの労働条件に差がある。

新制度移行に際して、法改定時に全会一致で、「①再度の任用が可能
なことを明示②人材確保及び雇用安定の観点からの任用のあり方を検討する③移行に当たって不利益が生じない
よう必要な財源確保に

努める④民間の同一労働同一賃金の議論の動向を注視しながら対応に努める」の4点が附帯決議された。

(1)ニセコ町における各部門全体の正規職員数、非正規職員の区分別の人数は。

(2)条例改正、新制度移行に際して全ての対象職員の賃金を改善し、雇用を安定させ、一切不利益を生じさせないことが重要だが、町としての基本的考えは。

制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第2版が出されているが、これを上回るような町としての特徴的な項目はあるか。また、この関係条例の提出時期及び職員募集の時期

についての見通しを問う。

A 片山町長

今回の法改正により

特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計

年度任用職員制度が創設された。令和2年4月1日に施行されるといふもので、本町において来年4月1日の会計年度任用職員への移行に向けての準備作業を進めている。

(1)正職員数95名（休職中含）、非常勤職員数100名。この非常勤職員数100名には準職員、嘱託職員、地域おこし協力隊、集落支援員、ALT、国際交

流員、臨時職員が含まれる。

(2)会計年度任用職員制度の移行に関して総務省から示されているマニュアルやQ&A、さらには他市町村の動向等も参考にしながら、極力不利益が生じないよう制度設計を行って

いきたい。現在のところ総務省のマニュアルに基づいた処理が可能と考えており、それに準じた制度設計を行っている。

Q 高木議員

対象となっている職員の皆さんには、新しい制度移行に当たっての不安があるのではないかと思う。総務省指

示の導入のスケジュールには職員団体との協議という一段階が入っているが、町としてこれまで職員団体あるいは当該職員、働いている所属組織において、どのように説明をされているか。

A 阿部総務課長

総務省のスケジュールについては確認している。職員団体との協議はなく、当該職員への説明についても現段階では行っていない。12月議会に向けて条例を提案準備中で、その骨格が決まれば該当する職員や関係するところに協議していきたい。昨年からは各課長会議や調査担当職員には周知している。

Q 高木議員

丁寧な説明を適切な時期にすべきことを要望する。ほかに指定管理の職場も町行政を担っている中で、それらを含めて今後はずっと全体的な労働条件、

処遇の改善に努めていただきたい。

年1回、「広報ニセコ」で職員の給与実態のページがあるが、今後は会計年度職員を含むニセコ町の行政に関わる人たちが全体が、どこでどう働いているかということもお知らせするページを作るべきではないか。

A 阿部総務課長

丁寧な説明を適正な時期に行う。指定管理の職員については、担当部署と協議しながら考えていく。

広報での掲載については公表できるかどうかを含めて検討していきたい。





SDGs高校生未来会議の展望と計画について

A 継続的な開催、高校生の参加を支援していきたい



齊藤議員

SDGs高校生未来会議が8月6日から8日まで二セコ町で開催された。国際社会で活躍する人材の育成を目的にスーパースクールに指定されている札幌日大高校を中心にSDGs達成の目標年2030年まで毎年二セコ町で開催されると聞いている。二セコ町は、SDGs高校生未来会議で今後どのような役割を果たす計画か、その展望を伺う。



片山町長

SDGs高校生未来会議の開催地として町



菊地教育長

民センターの無償提供や地域おこし協力隊を配置し、運営を支援している。協賛金や開催地としての負担金は当初より不要との説明を受け、二セコ高校生3名の参加費も今回は不要ということだ。このような会議の開催が今回初めてで、手探り状態での開催となったため、二セコ町は継続的な開催を支援していく方針だ。



齊藤議員

目線で考え議論した。二セコ高校生は、初日のオープニングセレモニーやレセプションでメッセージを発表した。このような場に参加することは生徒の成長を促すよい機会と考えており、教育委員会としては次年度以降も同様に参加していけるよう配慮したい。

私は、この3日間、

ビジターとして見学させていただいた。高校生のSDGsの未来会議が二セコ町で開かれることは、今後の教育の向上においても大変すばらしいチャンスになる。このSDGsの

中身には非常に濃いものがあり、生徒たちが普段から各テーマに関して問題意識を持って徹底的な事前学習の必要があると感じた。2030年まで二セコ町で開催とあるので、これからの計画を立てる必要があると思う。

この機会に教育のレベルアップを期待している。また来年も開催が決まっていると思うが、どのような対策を考えているか。議論は原則英語で行われており、英語のレベルの格差はかなり大きいのではないかと感じた。今後この高校生会議の開催においては、英語力の必要性が非常に重要

になってくると思う。教育委員会としては、国際社会で活躍する人材を育成するため、児童生徒の英語力向上に對し、どのような施策を考えているのか。

また、地域おこし協力隊の人はどのように行ったのか。高校1、2年生にも希望者を募って傍聴する機会を考

えられなかったのか。こういう場を見学するだけでも大変刺激になると思う。来年から二セコ町議会にも声をかけていただきたい。



柏木企画環境課参事

主催事務局からは本年5月に話があり、高校と協議の上、生徒3名が参加し、歓迎スピーチや二セコ町、高校の紹介も行う方向で準備を進めた。地域おこし協力隊は運営に必要な人員7名を配置した。初開催ということで事務局では準備の追



菊地教育長

英語力向上の施策については、2年前から英語教育推進プランを策定し、それに基づきながら幼児センターから高校までの英語教育の充実を目指して推進している。英語力を通して子どもたちのコミュニケーション能力の育成にこれからも取り組んでいきたい。教育委員会として二セコ高校生の参加について積極的な支援をしたいと考えている。



子どもたちの学力向上の為、 公営塾を検討してはどうか

A 現在教育委員会で検討している



齊藤議員

2019年度全国学力テストで中学3年生を対象に初めて英語の試験を実施した。道内は、書く、話す、の正答率が低かっただけでなく、無回答率が全国平均を大きく上回っているところがあるが、ニセコ中学校3年生の英語の回答結果から、その特徴と問題点について教育長に伺う。



菊地教育長

全国学力・学習状況調査の結果については、7月31日に集計データが公表されている。本町の結果については、現在整理、分析

をしているところで、12月定例議会での概要を報告する予定。

ニセコ町では平成30年にニセコ町英語教育推進プランを策定し、独自に幼児から高校生まで連続性のある英語教育に取り組んでいる。



齊藤議員

ニセコ町は、英語学習の環境的に恵まれていると思う。外国人も多く、国際結婚で生まれたお子さんも多い。ニセコ町で英語の指導者を養成する機会を設けてはどうか。教員の経験者もたくさんおり、子どもだけではなく、大人も含めて英語を学びたいという方

が非常に多いようである。何よりも英語をたくさん使うという機会を持つことが一番大切ではないか。

福井県では外国語指導A・L・Tの人たちをたくさんふやすとか、授業以外の空き時間ごとに英語を使う機会をふやすとか、小学校1年生から独自のカリキュラムを導入しているようである。

英語だけではなく全国で公営の塾を自治体が創設して注目されている。無料ではないが、非常に安い授業料で受けられるというものである。優秀な専門の講師を全国から集め、さらにニセコ町に来て教

えたいという現役の学生を集めてみてはどうか。子どもたちの教育力というのは本格的にやらなければ、なかなか伸びるものではないので公営塾を検討されてはどうか。



菊地教育長

ニセコ町が環境に恵まれていると私もそう考えており、そういう環境をぜひ生かしたいと今教育に取り組んでいるところである。特に英語学習に関してニセコ町独自の英語教育推進計画を策定している。文科省、道教委の支援を受け小学校には英語専科教員が配置されている。地域人材の

活用の例では小学校6年生に英語でトライという活動を行った。

地域の方々4名、外国語指導助手や役場の国際交流員の方々が入って、子どもたちと英語でのコミュニケーションをやってもらった。子どもたちにネイティブの方とか、英語が本当に堪能な方と直接教室から外へ出て会話する機会をこれからもふやしていきたいと考えている。公営塾については、現在教育委員会も検討している。



林副町長

現在国際交流協議会の国際交流員4名により英語教室が行われている。初級から上級までのコースがあり多くの方が受講され、大変人気の講座となっている。



片山町長

日本で公営塾が一番盛んに成果が上がっているのが大分県豊後高田市だと承知している。総合教育会議においても、公営塾の検討を教育委員会にお願いし、公営塾というのは今後必要との考え方でいる。



齊藤議員

英語を生かせる、話す機会というのは、多ければ多いほど効果はあるわけでもう少し町全体にそういう機会を進展させ盛んにできないかと思っている。

この町内にいる英語の実力のある方を指導養成すれば人材もふえてくると思うので検討していただきたい。



食品ロスの「もったいない」精神を ニセコ町民運動に

A 食品ロスのない社会に向けた取り組みを 検討したい



齊藤議員

今年5月24日に食品ロス削減推進法が成立し、10月1日から施行された。

まだ食べられる食品が2016年に国内で643万トンも廃棄され、それは日本の一年間のお米の生産量にほぼ匹敵し、国民一人当たり51kgに相当する。国連が飢餓に苦しむ途上国に届ける年間食糧援助量の2倍に相当する。食品ロス削減は、みんなが真剣に取り組めばSDGsの「飢餓をゼロに」の目標を達成する可能性が出てくと思う。

一方、日本の食料自

給率はカロリーベースで37%と最低の水準にあり、食べ物の60%以上が世界中から輸入に依存している。食品ロス削減推進法では各自

治体が、その地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務を有するとあり、法律で食品ロス削減推進計画の策定を求められている。ニセコ町は、食品ロス削減法にある責務に向けてどのような取り組みを行っている計画か、町長・教育長に伺う。



片山町長

食品ロスはニセコ町として生ごみの減量化、資源の有効利用、地球環境負荷の低減な



菊地教育長

ど大変重要な政策課題でもあり、引き続き食品ロスのない社会に向けた取り組みを持続・検討していきたい。



齊藤議員

本町では、学校給食摂取基準に基づき、必要な栄養量や食事内容を考慮し、おいしく魅力のある学校給食を提供して、食べ残しがないよう指導や工夫をしている。今後も安全でおいしい給食の提供に努め、食育の充実を図るとともに、各教科等において食品ロスを含む環境問題、食の問題について取り組みを進めていく。

ケニアのノーベル平和賞を受賞したマータイさんが「もったいない」という言葉を用い、世界的に知られるようになった。この「もったいない」精神をニセコ町民の運動にするこ



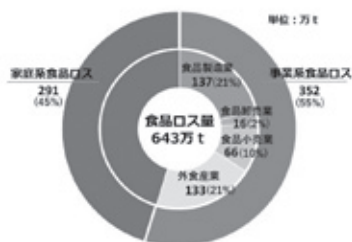
片山町長

ではないかと思う。このSDGsで「飢餓をゼロに」とあるが、2017年の時点で飢餓の人口というのは8億2100万人、およそ9人に1人が栄養不足に苦しんでいる一方、世界の大人の8人に1人が肥満になっているという事実がある。ま

もったいない精神は、食物も含め物を大事にするということは大変重要なことと思う。また、食物廃棄につ

いて、私たちもいろいろな会議でできるだけ残さないように日ごろからお互い気をつけながらやっている。食物はできるだけ残さない、世界的な飢餓の問題も関連している。今後ともいろいろな職場を通じてPRしていきたいと思う。SDGsの中でもあらゆる場で皆さんに周知をしていきたい。

アルコール類は嗜好品であり、好きな方がお金を払って飲むこと「飲んだら払う」方法に変えていってはいかがかと思う。まず足元の一步からではないかと思う。



▲平成28年度食料需給表(総務省HPより)

Q タバコのない社会を目指して

A タバコの危険性についてお知らせを 図っていききたい

Q 齊藤議員

改正健康増進法が7月1日に一部施行され、役場庁舎内の屋内喫煙室がなくなったが町民が一番多く集まる町民センターが禁煙にならないのはなぜか。北海道は肺がん死亡率が全国一高い。たばこの害を防ぐ対策は緊急の課題だ。たばこの煙は、200種類以上の有害物質や70種類以上の発がん物質を含んでおり喫煙は、咽頭がん、肺がん、膀胱がんのほか、動脈硬化を促進し、脳卒中、心筋梗塞、肺気腫等の発生源や認知症などの原因にもなり、寿命を10年近く縮める

と言われている。喫煙による害は、医学上証明されている事実で、喫煙する本人よりもさらに受動喫煙による他人への健康の影響が大きな問題となっている。

A 片山町長

健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月25日に公布された。学校や病院、役場庁舎などの第1種施設については、令和元年7月1日施行で敷地内禁煙となった。また、事務所やホテル、町民センターなどの第2種施設には、令和2年4月1日施行で原則屋内禁煙が定められている。町民センターは来年4

Q 齊藤議員

月からは全館禁煙とすること、町民センター管理委託事業者である商工会とも協議済み。

庁舎内が禁煙になった段階で、町民センターのほうが先に禁煙にすべきと思っていた。

町民センターは多くの幼児・児童・生徒や妊婦が入り込む場であり、まさきに禁煙にすべきではないか。啓発活動を極力進めて、何よりも町民の健康を守るという立場で考えてほしい。

たばこについてこれだけ問題視するのは、本人よりも他人への健康に害を与えるからだ。

喫煙者は受動喫煙の危険性を十分理解していないので、たばこを吸うことは嗜好の問題であり、とやかく言われたくないという方が結構いる。そういう方にたばこはいけないと言っても、ただ不愉快になり、好きなものを取り上げるのかという認識だと思う。たばこの危険性がどういうものか、もっと積極的に啓発し、たばこのない町にしてほしい。

神奈川県は、日本で最初に受動喫煙禁止条例を成立させたところで、2013年神奈川県の当時知事であった松沢成文さんが次のように述べている。「私

は県民の死亡原因の第一となっていた『がんを克服しよう』と、『がんへの挑戦・10年戦略』を打ち立てました。この戦略を議論する過程で、私はたばこの害や受動喫煙の危険性について改めて多くのことを知りました。」この受動喫煙禁止というのは、2003年にWHOの総会で全会一致で採択され、日本は2004年に批准している。しかし日本は法整備を一切してこなかったという事実がある。

神奈川県に続いて兵庫県、そして東京も2018年に受動喫煙禁止条例を制定し、2020年に全面施行される予定になっている。受動禁煙に関しては他人の健康を害するので、ぜひ町長に積極的に啓発活動をしてほしいと思っている。

A 片山町長

現在ニセコ町内公共施設、第1種が8施設、第2種が22施設あり、その全てにおいて令和2年4月1日から第2種施設としての禁煙対応をしていく。議員ご指摘のたばこの危険性についてのお知らせも図っていききたい。



SDGsジェンダー平等について 町長の認識度を問う

A 重要な事項と認識している

Q 齊藤議員

SDGs 17の目標の中で基本的人権の問題であるジェンダー平等が最も重要という意見が一番多い。このジェンダー平等の達成度は世界経済フォーラムが昨年発表したジェンダーギャップ指数において日本は149か国中110位。先進国として最低で後退しているのが現状だ。

A 片山町長

か誤解しているのではとの懸念がある。そこで再度この法律に謳われている趣旨について伺いたい。

昨年5月に施行され

たこの法律は、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指しており、男女がその個性と能力を十分発揮できること、家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることの3点を基本原則と認識している。政党その他の政治団体に対し男女の候補者数の目標を定める自主的取り組みを求めることを求めている。国や地方公共団体

Q 齊藤議員

昨年9月議会で、候補者男女均等法の実現へ向けてニセコ町の責

に對しては選挙の公正を確保しつつ、実態の調査及び情報収集、啓発活動、環境整備、人材の育成などの必要な施策に努めるよう定めているものと理解をしている。

一方、啓発活動や人材の育成について地方議員のなり手不足や地域づくりへの関心の低下が全国的に課題だ。なお、環境整備に関しては、町民や議員の皆様へのニーズに、必要な設備など今後整備に努めたい。

務についての質問に對し町長は「議会議員の実態調査を進めるべき

と言われたが、議会自体は町の方針を決める大変重要な議決機関であり、首長とはチェック・アンド・バランスの機関だ。その重要なチェック・アンド・バランスの機関の実態調査を町長が行って、町として啓発活動を行う

というのはいかがなものか。正式に議長から要請があれば別だが、議会のことに關して首長の関与は基本的にできない。住民の活動を応援し、下支えをするのが役場の大きな役割で、行政が主導して何かをやるよりも、住民

の運動を応援する形でニセコ町のまちづくり基本条例の趣旨にも合うと考えている。」と

答弁された。町長は自治体の首長が議員の実態調査を進めるべきと誤ってとらえられているのではないかと思ひ、再度質問した。

旭川市では2000年から女性模擬議会を開催し、うち5人が立候補し、市議会議員になっている。旭川市は女性が意思決定の場に参画することを重要と考え、女性の政治参画をテーマにした活動を継続している。

また、高校生未来会議の中で大崎麻子先生がジェンダー平等の進展度は一人ひとりの人権の問題であると同時に、今やその国の国際競争力や将来性を示す指標になっており、女性の政治参画が重要だとおっしゃっていた。町長もこの法律の趣旨

A 片山町長

これまでも要望のあった場合はいろいろな場面で対応させていた

だいてる。前回の答弁で誤解があるとのことだが、男女共同参画条例について発言したわけではない。議員がクオーター制等を含め主張されていたので、議会運営に關する具体的な内容について町長がコメントするのはおかしいのではという趣旨のことを言つたわけで、その辺誤解なきようお願いしたい。

大崎先生やSDGsの会議の中であつた趣旨はもともとだと思ふ。本町も基本的人権の尊重の趣旨に沿つてまちづくりを進めている。

ニセコ町の町中以外への移住促進及びインフラ整備について

A インフラ整備には限界がある。全体を見通しながら進めて行きたい

Q 榊原議員

先ほど町長が言われたとおり、ニセコ町の人口増というのは全国的にも珍しいことだと思っている。ニセコ町の場合、移住者による人口増のポテンシャルが強いと私は思っており、その意味では将来を見越したときにどこかの段階で、思い切った郊外に対するインフラ整備を行うこともいいと考えるが、町長の所見は。

居となることによっていろいろな移動コストを含めて環境負荷がかかってくる。それらのことも将来の人口推計等を見ながら検討する必要がある。

Q 榊原議員
元町、近藤地区は交通インフラも下水道も整備されておらず、上水道に関して制限がある。そんな中でも元町、近藤地区は全町平均を上回る2桁の人口増加率であり、移住者

の目から見るとネガティブを上回る魅力のある地域なのかもしれない。いわゆる町中以外、このような地域に対して、移住促進を進める考えはあるか。あるとすればどのような対策を考えているか。

A 片山町長

日本の自治体の多くが人口減少の課題を抱える中、現在本町は人口が微増状態だ。1980年代当初に農業者とサービス産業従事者の就業人口が逆転して以来、本町は4500人から4600人前後の人口を長く維持していたが、昨今では豊かな景観や環境を求めて転入される方々が多く、特に郊外に増えている傾向にある。

ただ、自然豊かということは、同時に生活環境基盤が弱く、不便さなど生活環境が厳しいという側面もある。不便を許容しながら、

ら、自然豊かな場所に住むことは個々人の自由だが、上下水道、除雪体制などインフラ整備には明らかな限界がある。現段階で市街地に住むこと、または郊外に住むことを区別して移住促進をする考えはないが、郊外に移り住む人々へのインフラ整備については、既存のインフラ整備状況を勘案しながら、これまで同様に個別案件ごとに対応する。

また、今後は将来に向け交通便利性の確保、高齢化、生産年齢人口の減少によるインフラ維持コストの増大、市街地の空洞化などスプロール化現象などの課

A 片山町長

現在環境モデル都市アクションプラン、あるいはSDGs等の構想の中でもコンパクトシティ、移動距離の短い街区の整備を含め、いろいろな検討をしているが、将来的には長距離に分散して散在散

水道、下水道ともに多額のインフラ整備にお金がかかり、そのことによって将来、人々がその維持コストに悩み苦しむことのないよう、人口の将来像、あるいは地域全体の将来像を見通しながら検討していく。

また、先ほど地域移住の関係では、いろいろなポテンシャルについての話があったが、景観と環境にとっても愛着を感じてこの地に移住していただいている方も多くいるので、そういう皆さんの思いや誇りが将来へ持続するよう環境整備を含め、努力をしていきたい。



移住相談会（東京都）



北海道新幹線工事について、地域住民に 対する台意・周知は出来ているか 自然環境への影響を最小限にし、 今後も住民への周知に努める



神原議員

北海道新幹線については、ニセコ町環境基本計画によれば、行政の行動目標としてトンネル工事に伴う水系への影響、あるいは土壌への影響に関する検討委員会に住民の積極的な意見を反映し、地域合意の形成を支援するところ。現状どのような動きをしているか。



片山町長

現在北海道新幹線工事に伴うニセコ町内のトンネル工事は、現在掘削中の昆布トンネル桂台工区、同じく宮田工区、ニセコトンネ

ル、それから令和3年

から掘削予定の羊蹄トンネルの有島工区とな

っている。ご指摘のト

ンネル工事に伴う検討

委員会の活用について

は、既に計画期間が終

了した最初のニセコ町

環境基本計画（平成14

年度～23年度）のもの

で、現在の第2次計画

では工事等による地下

水脈への影響が出ない

よう、関係機関に要請

建設工事の発注元であ

る鉄道建設・運輸機構

や工事受注事業者によ

る工事説明会及び周辺

住民に対する個別の説

明を丁寧を実施してい

ただいている。

なお、トンネル工事

に伴う水系への影響あ

るいは土壌などへの影

響に対応するため、鉄

道建設・運輸機構では

トンネル工事周辺の地

応を行っている。



神原議員

町側は、それらの報告を定期的に受けているとの理解で良いか。



山本企画環境課長

工事の発注元である

J R T T（鉄道建設・

運輸支援機構）とは密

接に情報のやりとりを

しながら対応している。

※ 調査を行っている。

発生土の受け入れ地につ

いては、事前に専門

らっしゃると思うので、さらなる周知をお願いしたい。



山本企画環境課長

いただいた情報については、ホームページ等で掲載させていただいている。工事の発注前には、J R T T側から住民の皆さんへ丁寧な説明をさせていただいている。

また、町に寄せられた疑義や質問はJ R T T側へ伝え、J R T T側が訪問して説明するというものもしている。ただ、ご自分に直接関係がないけれどもどうなっているかという一般の方への周知については、ホームページも含めながらより工夫し、より理解が深まるよう努めていきたい。

※ 水文（すいもん）
河川や地下水と環境との関係。水の循環を管理するうえで、雨量、水位、流量、水質等を観測・調査している。



神原議員

町民の中には、町内で何がされているのかを知らない方もいらっしゃる。実際の工事現場以外にも資材置き場や宿舍等があつて、その辺に対する情報を把握していない方がい



ニセコ町のホームページで新幹線工事の進捗状況がわかります

Q メガソーラーの規制と景観の観点も必要

A メガソーラーは規制。通常の太陽光発電はCO₂抑制のため必要

Q 篠原議員

町では、温室効果ガスの排出削減目標達成のための条例策定作業が進められている。特に大規模太陽光発電は、投資目的の乱開発行為や設置後の管理不全による放置等の問題が指摘されている。豪雪地のニセコ町には、このような開発行為は大変難しいと考えるが、環境への配慮の観点から町長の所見を伺う。

A 片山町長

ご指摘のとおり、近年本州では、いわゆるメガソーラーの設置に伴い景観の阻害や自然環境の悪化をもたらす

など、問題が顕在化する地域が多くなっていることを認識している。

制定に向け準備を進めている「(仮称)再生可能エネルギーの適切な導入を促進する条例」は、一定規模以上の施設の設置を規制することなども検討事項に加えつつ地域の活性化に有益な再生可能エネルギーの利用促進を目的としている。規制により温室効果ガス削減の効果は限定的になる可能性はあるが、地域にとって健全で有用な再生可能エネルギー設備を導入し、持続可能な社会をつくることこそが環境モデル都市ニセコとしての優先す

Q 篠原議員

べき課題と考えている。

町の景観、特に建物(屋根)景観の観点から、いわゆる小規模であってもソーラーパネルがニセコ町の景観上、本当に適切か否かの検討経過や考え方を伺う。

A 山本企画環境課長

小規模のパネル設置に関する景観検討は、行っていない。ただ何らかの景観に負荷をかけるとの意見があるならば、設置に際して検討する。

A 片山町長

地球温暖化防止は、待ったなしの課題。地

域の有効な再生エネルギーを最大化して使用し、各家庭で自ら賄えるエネルギーがあれば使用していただきたい。それが全体のCO₂排出量を削減するという大きな流れと考えているので、小規模なものを規制する考えは持っていないが、景観上の負荷という点から考える必要がある場合は、検討委員会の中で意見を伺う。ただし、地球温暖化で、2.5度上がる、様々な生活状況が一変し、1.5度以内に抑えなければ、農業や私たちの暮らし自体が危険な目に遭い、持続する社会は困難と言われている、太陽光

Q 篠原議員

を含め自然再生エネルギーを小さい単位で使うことによりCO₂削減に取り組みたい。

公共施設の屋上に、当然のごとく太陽光発電設備を載せるのではなく、その経過を踏まえる必要がある。また、設置ありきではなく確かな管理面からの観点で検討すべきと考える

A 山本企画環境課長

公共施設の屋根貸しは、アクションプランで、太陽光を役場の上に載せたいという予定をしている。ただ、単純にそれを載せるのではなく、市民出資の市民電力として載せるなどを検討する。更に、公共施設の屋根貸しは、エネルギーの自給と経済を地元の中で回すという大義があり、同時に低炭素社会

A 片山町長

に向けて、役所だけではなく、住民皆さんと共にCO₂削減も含めた目標達成をしたいということ、住民参加による屋根貸しの検討を考えている。

ただいまの太陽光設置に関して維持管理も重要だという指摘、まさにそのとおりと思う。もし導入するに当たって、あるいは住民の皆さんが入れるに当たって我々も情報収集に努めながら、そういった適正なものが利用されるよう、十分に情報収集を図ってまいりたい。



ソーラーパネル



並行在来線問題の議論を進めるべき



沿線自治体協議会での調査結果を待つて進める



篠原議員

北海道新幹線工事が進められ、並行在来線に関する動きが活発化の様相を呈している。北海道新幹線開業後の並行在来線問題について、議論が本格化する前に町民への情報提供は欠かせない。これまでの経過と今後の対応を伺う。



片山町長

北海道新幹線開業に伴い、JR北海道から経営分離される並行在来線について、平成24年度に北海道副知事が座長となって沿線15町村と北海道新幹線並行在来線対策協議会が組

織され、並行在来線沿線の地域交通確保の検討と新幹線整備に伴う

化されることになり、



山本企画環境課長

来年度から協議会にて新幹線開業に伴う地域交通の課題への対応策やさまざまなパターンのシミュレーションなど、委託による調査を始める。その結果をもとに、今後の方向性決定に向けた判断材料が出された場合は、町民の皆様にも提示をして議論をし、熟度を高めていきたいと考えている。

協議会や協議会関連の資料には、並行在来線維持のシミュレーションは無いが、課題として施設の老朽化（100年超えの鉄橋等）による維持管理が指摘されており。来年度に向け、並行在来線の維持もしくはバス転換を含めたシミュレーションを委託により明らかにする予定。



篠原議員

この後、議論が加速されるものと思うが、並行在来線の維持費用の説明・報告はあったか伺う。



篠原議員

9月5日の新聞報道には、長万部―小樽間在来線修繕に64億円かかる。そういった細かな数字が逆に協議会の中で示されてい

ないということは問題だ。

ニセコ町の取り組みスタンスは、協議会の推移を待つてと読み取れたが、ニセコ町内にも並行在来線に関する住民組織があり、意見交換を進めていくことも大事と考えるがいか



片山町長

住民との意見交換は、大事だが、並行在来線存続のための具体的数字（判断材料）が新幹線開業5年以前に必要なで、函館―長万部―小樽間に関しての情報の

提供を要望している。そういったことを集約してこの並行在来線問題にどう対処するか。結論を出していきたい。今回、北海道から前倒しする旨の報告があり、それらの資料を受けた段階で、ある程度段階的に熟度が上がっていくと思う。呈示のあった資料の範囲で、皆さんと協議できる部分については情報交換しながら協議をしていきたいというのが基本的考え方だ。



北海道新幹線と並行在来線

Q

景観条例に基づく覚書の効果と 条例見直しの必要性

A

覚書は契約書に同じ。
条例見直しは審議会の議論から

Q 篠原議員

町景観条例は、町民、事業者、行政が二セコの風景を守り育て、後世に伝える大変重要なものだ。そこで、本条例制定後に各種開発行為に関し、町と開発業者が協議した件数とその有効性について伺う。

A 片山町長

景観条例に基づき、町と事業者が締結した協議書や協定書は無いが、景観条例の同意に関し覚書を交わした件数が1件ある。この覚書は、都市計画審議会の意見を踏まえたもので、同意の条件として事前に手交したもので、

Q 篠原議員

同意書の取り扱いに関し、書面どおりに執行されていない、もしくは執行されないおそれがある場合に、どのような対応をとるのか伺う。

次に、景観条例と開発実態とに隔りがあるのではないかと、一律に強化するのではなく、面積要件、敷地要件な

どを見直す考えは無いのか。

A 高瀬建設課長

覚書締結後に未執行となった場合は、景観条例に基づき勧告、指導、助言を行い、なお応じない場合は、氏名の公表となる。公表する際は、審議会の意見と事業者の弁明の機会を与え最終手段となる。景観条例に罰則はなく、あくまでも事業者の協力や努力によってなされる景観の保持という仕組みだ。

次に、開発行為に関する要件の見直しについて、面積や高さ要件等を審議会で議論したい。

Q 篠原議員

現在工事中の物件に除雪等で支障をきたすものが見受けられ、検討が必要ではないか。また、開発行為と、景観条例に基づく手続きに関し、担当者間の連携はなされているか。

A 高瀬建設課長

まず、除雪の支障案件は、都市計画が無く、事業者が決めており、その点について何らかし立てを検討したい。

次に、担当者間の連携は、開発プロジェクトなどの相談があった場合には関係担当者との連携は図られている。

A 片山町長

検討が必要との指摘は、景観条例が良いか、安全に関する条例が良いか、検討したい。

次に、建築確認申請の提出方法について、直接北海道へ提出する方法と二セコ町を経由する二通りの方法がある。前者の方法の場合、町として把握できず、許可後に、除雪の対応等の問題がわかる。

ることも過去に幾つもあったため、北海道に対し、まちづくりを相当慎重に行っているところへの情報提供を再三要請しているが、進んでおらず、引き続き情報提供と二重の提出先の解消を主張したい。また、景観条例の窓口は、建設課で全て都市計画含めて担っている。各課で情報共有が不足することがないよう努めたい。

『二セコ町景観条例』による景観づくりと景観政策
二セコ町では、平成16年10月から「二セコ町景観条例」を施行しています。
それにより、町内で開発事業（高さ10mを超える建築物や実工作物、指定事業場や一定規模を超える土地開発など）を施工する場合は、二セコ町長の事前協議が必要です。





将来を見据えた町づくり計画を 早急にすべきでは

A 大枠としてのグランドデザインの
あり方について引き続き検討していく



浜本議員

これまでニセコ地域は国内外的にも観光リゾート地域として発展、海外の大型資本も投入され、リゾート地としての観光産業、商業活動の発展は目覚ましいものがあり、全国的にも脚光を浴びている。

このことに伴い、観光客の入り込み数の増加、海外移住者の定住人口なども増加傾向にあり、さらにリゾート開発はますます進むものと推測される。

また、観光客の移動や物流に欠かすことのできない交通網の整備状況も、新幹線札幌延伸、後志高速道路整備

計画の促進など、地域間交通網の設備も広域的に進んでおり、観光商工業などあらゆる面での経済活動も進むものと思う。

これらの現状を踏まえるとき、効果的に戦略的に観光リゾート地ニセコ町のセールスポイントを掲げ情報発信することに加え、将来を見据えたさまざまなまちづくりに計画的に早急に取り組むことが必要と考える。次の3点について町長の所見を伺う。

(1)他の地域にない先駆的な取り組みを図るため、自然環境、生活環境の保全対策、全町全域に係るまちづくり、

将来構想に向けたグランドデザインの構築を図るための総合的な土地利用計画を策定する。

(2)国内外企業誘致促進を図るため、企業の持つ経営ノウハウを生かしつつ一定のルールのもとに地域資源の有効活用を図り、地域に根差した経済活動とビジネスチャンスの拡充を図るため、企業支援を含む、企業誘致条例などを策定し、まちづくりを進める。

(3)移住者対策と定住人口促進対策として公営住宅の建設や民間企業建設住宅とのバランスを図りつつ、住環境に配慮した住みやすい市街地形成の促進と新た

に都市計画の策定について検討する。



片山町長

(1)全町的な土地利用計画は、住宅地、観光地等のさまざまな地域によつてすみ分けをするイメージかと思う。広いエリアに住居や商業施設、ホテルなどが散在している本町では、まず移動距離の短いコンパクトな街区のあり方等を検討する。

また、土地利用計画に関しては、現況をおとすことは可能だが、将来計画となれば土地所有者の利害等が入ってくるので合意形成が難しい。しかし計画は必要なので、大枠とし

てのグランドデザインのあり方については引き続き検討していく。

(2)企業誘致については、個々の案件に対し、丁寧に対応しながら、秩序ある開発に向けた誘導を行っている。その

際、国や本町の支援策を案件に沿って相談する体制をとっており、おおむね良好に推移している。

(3)環境に配慮した市街地については、現在エネルギー、景観、住みやすさ、住む人たちが相互扶助で助け合えるようなニセコ生活モデル地区構築事業を進めている。移住、定住、住みかえの受け皿としても新たな住環境を整備すべく検討を進めていきたい。



浜本議員

企業誘致に関しては、日本だけではなく海外的にも有名であり、多くの企業が進出すると

思う。收拾がつかなくなる前に企業誘致条例を作成すべき。これまでに早目に取り組んだからこそ今のニセコ町がある。

都市計画についても、住宅問題の解消につなげてほしいが、町長の所見は。



片山町長

企業誘致については、現在いろいろなところからの打診があるので、できるだけ早期にまとめて、案を提示しながら熟度を上げていく。

都市計画については、ニセコ町では一部準都市をしいているが、都市計画法に基づく都市計画地域は人口1万人以上となつているので、人口のことも含め将来的な課題として検討したい。

Q

倶知安警察署ニセコひらふ臨時交番から 正式な交番に昇格要請を

A

連携をとり常設交番開設に向けて 強く要望する

Q

小松議員

ニセコ比羅夫地区の外国人観光客の増加等に伴う治安対策に向けて、平成20年頃にニセコひらふ臨時交番が設置された。昨年は、12月1日から3月20日の期間開設され、特に観光客が多くなる12月20日から3月10日までには倶知安警察署管内の警察署員3人が24時間常駐して警戒、警ら活動の実施や地域住民と観光客の対応に当たっている。来シーズンも設置されると思うが、ニセコ観光圏、ニセコ観光局の構成員の立場として、現在の臨時交番の体制やあり方について、町長の所見を伺う。

A

片山町長

倶知安警察署管内ニセコひらふ臨時交番については、比羅夫地区におけるコンドミニアムやホテルの建設、居住者の増や、また冬の外国人のトラブルなどに対応するために臨時交番が設置されており、これまでニセコの駐在所からも英語のできる警察官が派遣されている場合も多くあった。ニセコ町としても、地域の安全対策向上のためには必要な交番と考えており、倶知安町や警察署と連携をして、今後ともこれらの設置について要望していきたいと考えている。

Q

小松議員

この10年で比羅夫地区の様相もさま変わりし、インバウンドでさらに外国人観光客が増加している。特に冬場は雪道での交通事故が発生し現場にも急行する。現在の体制では、倶知安警察署管内の署員が臨時交番に配属され、本来の配置でない状況となる。人員が少なくなることで事件や事故等が発生した場合には隣接する署員がグループとして応援体制をとっているのが現状だ。ニセコ地域の人口の増、あるいは増加を続ける海外からの観光客への対応強化、犯罪防止、抑止力につなげ

A

片山町長

るパトロール活動の強化に努めていくためにも、臨時交番から交番に昇格することが重要だ。正式な交番になると、北海道警察本部により警察署員が配属されるので、ぜひ関係各町村の首長と連携をとり警察本部に交番要請をお願いをご検討頂きたい。尚、交番昇格が厳しい状況の場合には、冬期間だけでも本部より署員の増員を要請願いたい。

Q

小松議員

倶知安警察署管内交番あるいは警察官駐在所には、駅前交番、寒別、京極など、ニセコを含めて11か所ある。この1つが廃止されると、ニセコひらふ臨時交番が正式な交番になるというようなことを耳にしている。数合わせではないけないし、もし廃止される場合、駐在所がなくなることでその地域の住民の不安

A

片山町長

情報としては、議員が言われたとおり、同町内にあるものを整理という話も聞いたことはある。住民の安全や現在の観光の伸展を考えると、新たに設置することが普通の考えではないかと思う。どこかが縮小されて困ることがないよう力を合わせて要望活動を行っていききたい。

A

中村町民生課長

後志総合開発期成会からの要望ということだが、要望書の中で自然公園を含めた観光地域における安全、安心のための恒久的交番の新設を要望している。

Q

キャッシュレス化にニセコ町は どのように取り組むか

A 講習会の実施や商工会とも連携し、 理解・普及促進に努めたい

Q 木下議員

キャッシュレス決済が多様化し、さらに10月の消費税増税時に経済対策としてポイント還元も注目されている。このことについて、以下を伺う。

(1)キャッシュレス化に関して、町としてどう捉えているか。
(2)町民のキャッシュレス決済に関する理解が進んでいると考えるか。
(3)子どもたちが今後直面するキャッシュレス社会に対して、どのように対応するのか。

A 片山町長

(1)日本は先進国の中でもキャッシュレス化が

遅れているが、スマホによる決済利用の促進などが進み、急速に広がっている。ニセコ町においてもキャッシュレス化が加速すると理解をしている。

(2)本町において、クレジットカードやスマートフォンを持たない高齢の方も多いため、キャッシュレスの理解度は深まっていないと考えている。

しかし、これからの社会においては、キャッシュレスの普及、拡大というのは不可避であるため、商工会などとも連携をとりながら、普及促進に努めていきたい。

A 菊地教育長

(3)学校教育では、小中高校それぞれで消費者教育を行っている。

今後関係機関と連携しながら今日の社会の流れと問題について学習活動を積み重ね、次代を担う子どもたちの資質能力を育んでいきたい。

Q 木下議員

キャッシュレス化が進んでいる都市部ではポイント還元の恩恵を多く受け、地方では限られているのが現状である。

キャッシュレス決済の恩恵を受けたが、理解が深まっていない

住民にとって最大5%の還元が得れないのは経済的な損失となる。

促進と普及に向けてどのように考えるか。

10月1日からのポイント還元事業に関して、審査を通過した加盟店が町内で何店舗あるのか。

商工会を通じて、加盟店をふやしていく予定はあるか。

理解力や順応性が高い子どもたちは、時代の変化に合わせて、必要な知識を前倒しして得る必要があると考えるが町長の所見は。

A 片山町長

住民の理解促進に向けては、内部で検討し

て、何らかの勉強する機会を設けるよう努めていきたい。

A 福村商工観光課長

キャッシュレス消費者還元事業の加盟店の登録状況は、全国で57万7885店、北海道で3万33店、ニセコ町は36件ある。商工会では、この還元事業を推進する必要性について議論はされているが、現時点では個々の判断に任せて進めていくとのこと。

町としては、この還元事業に参加している町内事業者は低迷していると感じており、今後商工会とも意見交換し、還元事業の登録を啓発していきたい。スマホの普及率は上がっているものの、アプリを使いこなすのは大変なので、使い方の講習会を徐々に積み上げていく必要があると考える。

A 菊地教育長

時代の変化が急速に進む中で、子どもたちへの教育も従来通りでは後れを取る。

学習指導要領がいま改訂時期で、時代の流れに合う課題の取り組みについては特に重点事項として定められている。小学校、中学校、高校といまの時代に合う教育を進めながら、子どもたちの知識、能力を高めていきたい。



キャッシュレス決済

行政報告

片山町長

◎俱知安厚生病院の旧棟改築整備

山麓7町村長は検討の申し入れ

7月17日、俱知安町で開催された俱知安厚生病院医療機能検討協議会総会で説明があった。

北海道厚生農業協同組合連合会（以下「道厚生連」という。）は、第9次中长期計画（2019年から2024年まで）の計画策定に当たり、老朽化と耐震化の必要性から俱知安厚生病院旧棟の整備を計画に盛り込む必要があり、羊蹄山麓7か町村長と俱知安厚生病院等で構成する俱知安厚生病院医療機能検討協議会に整備計画を示していた。当初は40億円程度とされていたが、計画は33億円程度まで圧縮されていた。

しかし、山麓7町村は、ともに財政課題や地域の社会変化などを考慮し、さらなる検討が必要であるとし、以下の条件整理を早期に回答するよう求めた。

①地域の人口減少や少子高齢化社会を見据えた俱知安厚生病院の規模。

②新幹線や高速道路の開通に伴う俱知安厚生病院の役割。

③外国人の利用や医療の高度化による診療科の見直し。

④道厚生連として全額を地域負担とすることに対するの再考。

⑤町村財政を考慮した整備費の圧縮。

⑥病院経営の改善見通し。

生連から大きく2点の見直し案の提示がなされた。

①病床数の見直しや縮小も視野に入れた経費圧縮について

(1)整備費の圧縮

・現在合計234病床を、一般15床減の157床、精神20床減の40床、感染は変わらず2床の合計199床とし、病床数は一般1病床減の3病床、精神は変わらず1病床の合計4病床とする。

・地下と4階部分を廃止するが、公的医療機関の確保や地域センター病院としての役割を継続し、現状の診療科を維持できる。

この見直しにより整備費用概算額を28億円強とし、これまでの提案の33億円強から5億

円程度の削減案が提示された。

(2)経営改善

・急性期主体から地域包括ケア病床とし、リハビリなど回復期機能や在宅復帰の調整に力点を置くと同時に入院診療単価の改善につな

げ、諸経費、人件費の圧縮につなげる。

・これまで院内で薬の処方を行っていたが、院外処方化により薬剤師等の人件費の圧縮、入院患者への指導業務件数の増加などにより長期的な経営改善を目指すこと。

病院の規模、機能の改善努力による効果は年間2億円を超えるものと見込まれる。

②経費圧縮案に伴う不採算部門の赤字補填に関する助成について

・今後の課題として、この提案どおり実施し

た場合、精神科病床が減少するため、現在北海道から助成されている公的精神科病院等運営補助金の減額が想定される。

・北海道からの補助と合わせて2億円を上限としていた不採算部門の赤字補填に対する助成に関しても、道厚生連から示された長期経営計画では、今後20年間は年間数千円程度の赤字が見込まれる。

山麓7町村の負担が増額となる要素が含まれるので、さらに検討を加える必要があると考えている。

これらを受けて、道厚生連の検討期限を考慮し、10月に大筋合意年末までに決定が必要となる。

山麓7町村長の考え方

・俱知安厚生病院が公的医療機関、地域セン

ター病院、原子力災害対応病院として必要不可欠であることから、強靱化、再整備を進めるための環境整備をすることは必須であるということと一致。

・新たに提出された改善案は地域の安心、安全の立場から重く受けとめる。

・これを契機に、地域や自治体ができることを積極的に取り組む。

・整備費の負担については、第1期工事で連携した関係自治体に理解していただくとともに、今後の運営についても協力を要請する。

負担割合は第1期工事を前提として検討。

・赤字補填を実施するに当たり、俱知安町を除く6か町村等は過疎債の対象となるよう要請。

・周辺町村だけでは財政面での負担は重く、北海道に対して補助金等の要請を行う。

総務常任委員会 所管事務調査報告

期 日

令和元年7月

18・19・29日

3日間

出席委員

篠原正男委員長

齊藤うめ子副委員長

小松弘幸委員

榊原龍弥委員

猪狩一郎委員

調査事項

総務、財務、税務、

企画、環境保全、社会

福祉、保健衛生、環境

衛生、交通安全、住民

基本台帳・戸籍、学校

教育及び社会教育、そ

の他総務常任委員会の

所管する事務

◇調査結果

1、総務課関係

・町の各種審議会等で、何年も開催実績のないものが散見される。総務課が主導して、必要に応じ各種委員会の開催をすすめるべきではないか。

2、企画環境課関係

・にこっとBUSの利用方法があまり普及していないと思われる。町から改めて、住民に

対して、利用の仕方や守らなければならないルールなどを整理して周知を行ってはどうか。

3、町民生活課

・町全体のごみ排出量が増加している。人口増加や事業所数の増加で家庭ごみや事業系ごみが増加していることなど、ごみ増加の原因として考えられる。改めて、ごみ減量化の取

り組みを検討する必要がある。

4、町民学習課（教育委員会）関係

・スポーツ施設の適正管理に関して、町民プールや総合体育館といった大規模施設も多いことから、計画的な更新の検討を行う必要がある。

質 疑

◎個人情報審査会・情報公開審査会の在り方、各種委員会の開催

篠原委員 個人情報審査会、情報公開審査会は、審査案件がなかったため開催しなかったとある。審査案件があった場合のことも想定し、職員研修をかねた開催をしてはどうか。阿部総務課長 ここ2、3年、案件がなく委員会を開催していなかつ

た。今年、委員を改選したので開催したい。

篠原委員 他の課の所管する審議会等も、青年問題協議会など、開催がないようだ。総務課として、町全体の各委員会の開催をすすめるべきではないか。

◎にこっとバスの予約方法

齊藤委員 にこっとバスは、相変わらず予約が取りにくい。老人会など行事の際は、同じ方面から複数人が乗車する。町が配慮してほしいとの声がある。

山本企画環境課長

利用者によつては、申し合わせをして団体として申し込んでいる。町が代替えて予約することはできない。申込者が、申込時に何人とか、どの方面だとか伝える工夫をしてはどうか。

篠原委員 この件は、毎年同じ質問と回答に

なっている。改めて、住民に利用の仕方、守らなければならないルールなどを整理して周知してはどうか。

◎ごみ処理と減量化の対策

齊藤委員 ごみ量増加の原因と対策は。

佐藤生活環境係長 観光客増加によるごみの増加は、ほぼ間違いない。一方、住民による排出も増えている。転出が多いため、引越越し時にごみが多くなる。篠原委員 回収した資源ごみは、リサイクルされているのか。

佐藤生活環境係長

ニセコ町は、容器包装リサイクル協会経由で処理している。その分はリサイクルされている。猪狩委員 倶知安町のRDF（固型化燃料）は販売できているか。プラスチック類が少ないのでカロリーが低いなどの問題があるよう

だ。リサイクル目的が、逆に経費がかかってしまふことにならないのか。

佐藤生活環境係長 全量販売できている。

◎体育施設の今後

篠原委員 体育施設の縮小が考えられる中、維持や改修等どのようにすすめるのか。

松澤スポーツ係長

体育施設は過大にならないように調整していく。いまのニーズと10年後のニーズは、違うかもしれない。子ども達がいけるようなスポーツに親しむ機会が必要という意見もある。



幼児センターの児童たちが野菜を栽培している畑を視察。野菜は給食にも活用し、子どもたちの身体育んでいる。

産業建設常任委員会 所管事務調査報告

期 日

令和元年 9 月

2・3・5 日

計 3 日間

出席委員

木下裕三委員長

浜本和彦副委員長

高瀬浩樹委員

高木直良委員

青羽雄士委員

(猪狩一郎議長)

調査事項

農林畜産業、国営農

地整備、道路、橋梁、

公営住宅、上下水道及

び商工観光その他産業

建設常任委員会の所管

する事務

◇調査結果

1、農政課・農業委員

会 関 係

・有害鳥獣による農業被害が、町内全域に広がっている。近隣町村も含めた広域的な対応が進むよう働きかけるとともに、町内での自主防衛の周知などを継続させたい。

・今後とも、基幹産業の一つである農業の振興のため、農地保全に努められたい。

2、商工観光課関係

・綺麗羅乃湯は銭湯施設の代替要素を備えていることから、改修工事に伴う休業期間中、自宅に風呂設備のない町民に対する対応を検討する必要がある。

質疑の一部を掲載します。調査の結果は委員会として、9月議会で報告を行っています。

・観光圏や観光局などの広域での観光行政は、事業開始から一定程度の期間を経過している

ことから、組織体制等の見直しを検討してはどうか。

・雪崩情報の発信は、冬期間の観光振興に大変重要な役割を担ってきた。システム化することが難しいことは十分に理解できるが、次の世代に引き継ぎする方法を検討する必要がある。

・自主財源確保として検討されている目的税(宿泊税)は、各方面からの情報収集など十分に検討されていることと思うが、利用目的や徴収方式などの制度設計をしっかりと作り上げてほしい。

3、建設課関係

・町内各所で大小さまざまな開発計画が上がっている。今までになかった問題も発生しつつあることを認識していることと思うが、そうした開発計画が地域の環

境や住民生活に配慮したものであるよう、開発事業者に十分理解してもらおう町としての指針などの対策を早急に検討する必要がある。

・工事の施工にあたり、施工管理基準等に基づき工事工程の各過程で監督職員も現場等の確認を行っているが、特に隠蔽工程(工事完成後は隠れてしまう作業部分)の確認は十分に

行くとともに、経過写真などの根拠を確実に残すこと。なお、このことは、町が行う全ての工事等において共通事項とする。

4、上下水道課

・上下水道事業について、市街地での街区整備などによる住宅建設や人口増が見込まれる。老朽管渠の更新を計画的に行うとともに、安定した水源の確保や関連施設の改善などの計画を早期に検討する必要がある。

質 疑

◎有害鳥獣対策

木下委員 アライグマの被害は、近隣町村ではどうなのか。

佐藤林務係長

真狩は、ずいぶん前から対策を行っている。俱知安は数年前にヒラフ地区でアライグマが出て、ニセコにも来ているはずと言われた。

◎農地保全

高木委員 新規就農者が、農地がなくて参入できないことなど、どのように考えているのか。

木下委員 自分の土地を農地以外にしたいとの思いから荒廃させている人もいるだろう。

そうした情報の把握は、山口事務局長 離農した後に相続が発生した場合、そのようなことが起きる。何とか農家に集積させたいとお願いしたが断られてしまった。農地保全は、

法に基づき淡々と対応するしかない。農政課とも協議しなければならない。

◎綺麗羅乃湯改修事業

青羽委員 綺麗羅乃湯利用者の中に、自宅に風呂のない人がいるはず。綺麗羅乃湯は銭湯的要素もあるので、対応が必要ではないか。

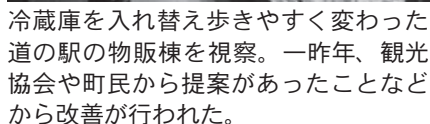
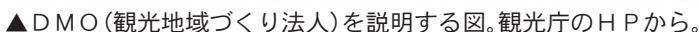
福田商工観光課長 綺麗羅乃湯の支配人等に確認しながら、対応を検討する。

◎広域観光行政

青羽委員 国の広域観光圏事業(広域での観光地域開発を支援する事業)は、期限の5年が来る。成果が今一つ見えないが、目指すものは何か。

高橋商工観光課参事

観光圏は、エリアで連携することで、国の補助事業等の申請する際に優位性がある。申請の要件として、観光庁



人しかない。今、
備えているところ。

北海道とも、協議を行う必要がある。

◎土木建築など工事全般

高瀬建設課長 景観条例は、地元と話し合うよう規定しているだけである。罰則規定はなく、強制力はない。

◎新たな宿泊施設の進
出と宿泊税

高木委員 新たな宿泊施設の増加を考えると、宿泊税や、インフラ、ごみ処理などにくいちがいがないよう計画し

浸透で、雨水のみ農業用水路に流したいと言っているが、隣接農家はとても不安と感じている。今後、農業地域での様々な開発計画が出てくるのでは。

いう不安を持つ町民が
いる。

重森維持係長
市街地

識している。水源があるかどうかの調査を行う。

高木委員
SDGsの

パートや工事の事務所建設などで、年々増えている。現在は、配水

街区事業が進めば、市街地の人口は増加する。今のうちに対応しない

と上下水道ともに処理
できなくなる可能性が
ある。

石山課長 町としても、
そのように予想し、共
通認識としている。

②近藤地域コミュニティセンター
18:30~20:00

11月9日(土)

どちらの会場も同じ内容ですので、
ご都合のよい時間にご参加ください。
予約は必要ありません。

お問い合わせ：二セコ町議会事務局
電話 0136-44-2121

第6回 定例会審議結果 会期 令和元年(2019年)9月10日から9月18日

議 案	件 名 等	結 果	賛 否
委 員 会 報 告 第 1 号	所管事務調査の結果報告 (総務常任委員会)	報 告 受 理 善 処 要 望	—
委 員 会 報 告 第 2 号	所管事務調査の結果報告 (産業建設常任委員会)	報 告 受 理 善 処 要 望	—
報 告 第 1 号	平成30年度二セコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告 について	報 告 受 理	—
認 定 第 1 号	平成30年度二セコ町各会計歳入歳出決算認定について	決 算 特 別 委 員 会 付 託	—
承 認 第 1 号	専決処分した事件の承認について (令和元年度二セコ町一般会計補正予算)	承 認 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 1 号	請負契約の変更について (近藤小学校屋内体育館大規模改修工事(建築主体工事))	原 案 可 決	賛 成 多 数
発 議 第 1 号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案	総 務 常 任 委 員 会 付 託	—
発 議 第 2 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め る意見書案	産 業 建 設 常 任 委 員 会 付 託	—
議 案 第 2 号	指定管理者の指定について(二セコ町堆肥センター)	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 3 号	二セコ町森林環境譲与税基金条例	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 4 号	過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の 特例に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 5 号	二セコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特 定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 の全部を改正する条例	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 6 号	二セコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者 負担額に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 7 号	二セコ町印鑑条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 8 号	二セコ町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 9 号	二セコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 10 号	令和元年度二セコ町一般会計補正予算	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 11 号	令和元年度二セコ町簡易水道事業特別会計補正予算	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 案 第 12 号	二セコ町教育委員会教育長の任命について (菊地博氏を再任)	同 意 可 決	賛 成 多 数

議 案	件 名 等	結 果	賛 否
議案第13号	ニセコ町教育委員会委員の任命について (大橋理絵氏を新たに任命)	同意可決	賛成多数
議案第14号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	原案可決	賛成多数
発議第1号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案 (総務常任委員会報告は修正議決すべき)	修正可決	賛成多数
発議第2号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案 (産業建設常任委員会報告は原案可決すべき)	原案可決	賛成多数

補正予算審議結果

第6回 定例会

会期 9月10日から9月18日

学校給食センター増築工事実施設計業務委託料ほかを計上

第6回定例会で、学校給食センター増築工事実施設計業務委託料などの増額により、専決処分した分を含め、一般会計で合計2,286万4千円の増額補正を可決しました。

令和元年度 ニセコ町一般会計補正予算……………原案可決

予算現額に2,286万4千円を増額し、予算総額55億841万8千円となりました。

・歳入	地方譲与税（森林環境譲与税）	270万円増額
	地方特例交付金（子ども・子育て支援臨時交付金）	1,000万円増額
	分担金及び負担金（幼児センター保育料（長時間型ほか）	365万6千円減額
	使用料及び手数料（幼児センター保育料（短時間型）	143万7千円減額
	国庫支出金（子どものための教育・保育給付費負担金）	14万9千円増額
	道支出金（子ども子育て支援事業費補助金ほか）	288万3千円増額
	財産収入（土地貸付収入）	59万9千円増額
	繰越金（前年度繰越金）	1,765万4千円減額
	諸収入（後志広域連合負担金清算金）	18万円増額
	町債（ニセコ駅前温泉綺羅乃湯施設整備事業債ほか）	2,910万円増額
・歳出	議会費（特別旅費）	27万1千円増額
	総務費（森林環境譲与税積立金）	345万5千円増額
	民生費（後志広域連合負担金ほか）	40万3千円増額
	衛生費（簡易水道事業特別会計繰出金ほか）	1,153万5千円減額
	農林水産業費（発電機購入補助ほか）	69万3千円増額
	商工費（綺羅乃湯特別対策事業補助ほか）	1,335万2千円増額
	土木費（町道曾我停車場線擁壁補修設計業務委託ほか）	716万7千円増額
	消防費（羊蹄山ろく消防組合負担金）	153万2千円減額
	教育費（学校給食センター増築工事実施設計業務委託料ほか）	1,059万円増額

令和元年度 ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算……………原案可決

予算現額に1,350万円を増額し、予算総額1億9,480万円となりました。

・歳入	繰入金（一般会計繰入金）	1,160万円減額
	町債（簡易水道事業債）	2,510万円増額
・歳出	管理費（水道施設維持補修工事費）	320万円増額
	建設改良費（配水管布設工事費）	1,030万円増額

意見書を提出しています

第6回定例会で、意見書2件を議決しました。地方自治法第99条の規定に基づき、関係大臣等に送付しています。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

この意見書は、発議第1号として斉藤うめ子議員が提出した。

提案趣旨は、あらゆる分野における女性差別の撤廃を謳った「女性差別撤廃条約」の実効性を高めるために同条約の選択議定書が1999年国連総会で採択された。国の「第4次男女共同参画基本計画」に「女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准について真剣に検討を進める」と明記されていることから、早期批准に向け国の対応を急ぐよう求める内容。付託された総務常任

委員会は、国内法などの検討を含め調査中である状況を踏まえ「国内の法整備など諸条件を早急に整えること」を追加し、修正して議決すべきとする委員会報告を行った結果、委員会報告どおり修正議決した。

採決／賛成多数

送付先／衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各関係大臣

この意見書は、発議第2号として浜本和彦議員が提出した。提案趣旨は、今後、

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

見書

この意見書は、発議第2号として浜本和彦議員が提出した。

提案趣旨は、今後、

国内の人工林資源が本格的な利用期を迎える。既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて、今後とも施策の充実・強化を図る必要がある。

これまでの取り組みをさらに進めるため、国による財源確保や支援施策の充実・強化を要望する内容。付託された産業建設常任委員会は、原案可決すべきとする委員会報告を行った結果、委員会報告どおり議決した。

採決／賛成多数

送付先／衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各関係大臣

この意見書は、発議第2号として浜本和彦議員が提出した。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

見書

この意見書は、発議第2号として浜本和彦議員が提出した。

提案趣旨は、今後、

国内の人工林資源が本格的な利用期を迎える。既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

あらゆる分野で女性が性にに基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約が、1979年国連において採択されてから40年が経ちました。日本は1985年に批准して、来年で35年になります。

政府が女性の活躍を推進する一方で、財務省高官によるセクハラ疑惑やDVなどの性暴力、男女賃金格差や非正規雇用の問題、さらには大学の医学部入試で女子の受験者に不利な得点操作の発覚など、日本の女性差別の根深さが明らかになりました。

国連女性差別撤廃条約は現在189か国が締結し、さらに条約の実効性を高めるために、1999年女性差別撤廃条約選択議定書が採択され、締結国のうち112か国が批准しています。

選択議定書は個人通報制度と調査制度の2つの制度があり、批准されれば、同条約に定められた権利の侵害に対して女性差別撤廃委員会に、個人又は集団で直接通報することができ、同委員会は通報に基づき調査や審議を行い、必要に応じて該当する締結国に対し勧告や、見解の提出を求めることができます。選択議定書は女性の人権保障の「国際基準」として、条約の実効性確保に重要な役割を果たしています。日本が選択議定書を批准し個人通報制度が導入されればジェンダー不平等を無くするための効力が一層強まることが期待されます。

国の「第4次男女共同参画基本計画（2015.12.25作成）」には、「女性差別撤廃条約の積極的遵守に努める」「女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准について真剣に検討を進める」と明記されており、さらに参議院で選択議定書の早期批准を求める請願が2001年から2016年の間に20回も採択されています。

政府は、女性たちの声を真摯に受け止め、男女平等を実現し全ての人の人権が尊重される社会をつくるためにも、日本における司法制度や立法政策などの実施体制等の課題を早急に解決されるよう環境整備を進めるとともに、選択議定書を早急に批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

二セコ町においては、自然林が多いことに加え、1970年代の全国的な土地分譲ブームの際に小規模に区画販売された山林や原野が介在しているため、林産業育成にはなお厳しい環境にあるが、北海道とも連携しながら木造公共施設の整備や林地保全等に取り組んでいる。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

公営住宅使用料の誤算定に関する調査特別委員会

議会は公営住宅使用料の誤算定に関して調査特別委員会を設置し、原因究明と再発防止策に関する調査を行っています。その経過報告をお知らせします。

◎定例会の期間中

町は、6月14日開会した議会定例会の行政報告で、公営住宅の使用料に関する算定誤りが発生していることを報告。翌15日には、北海道新聞でも報道された。

同17日、議員協議会で、町長や担当課長が、改めて経過を説明したが、行政報告での内容とほぼ同じ。再発防止を目的にして、公営住宅使用料の徴収方法を条例に明確に記載する改正と住宅料算定専用システムの導入を行いたいこと、さらに使用料の改正は、次年度から行いたいことの説明

を受けた。

同20日、議員協議会で、公営住宅条例の改正案とともに、今回の件の責任を取って町長と副町長の報酬削減を行う条例改正案の説明が行われた。協議の結果、両条例案を認めるとの結論に至った。

同21日、定例会本会議で、公営住宅条例の改正案と、町長、副町長の報酬削減を行う条例改正案を議決した。

◎特別委員会を設置

これとは別に、公営住宅使用料誤算定の原因を明らかにし、再発防止策を検証するための調査特別委員会の設

置を議決。同日、第1回特別委員会を開催して正副委員長を互選した。

7月17日、第2回特別委員会を開催。本委員会の目的の確認と、今後の進め方を協議した。委員から、誤算定に至った経緯や、正しい算定額との差額（不足分）を徴収しないと決めたことなどに関する疑問点が出された。これらを18項目にまとめて、所管課からの詳細な説明を求め、町側に質問事項を通知した。

8月5日の第3回特別委員会では、質問事項に対する担当課長からの説明を受け質疑を行った。その後、委員による意見交換を行った。意見交換のなかで、4つの指摘が上がった。

①再発防止に関して

今回の件を受け、建設課のみならず誤りは起きる可能性がある。チエック体制の強化による再発防止に関して、各課でどのように取り組んでいるか。

②町民への説明に関して

町民への説明方法が不十分と思われる。ホームページや広報誌での周知以外に、直接説明する場やその他の手段で周知する考えはあるか。

③不徴収分に関して

補助事業の積極的な活用や国費事業の導入は通常業務の一環であって、今回の不徴収分を補てんするものとは別に考えるべきである。6月議会で町長答弁のあった対応策の答えなど、その他に考えはあるか。

④住宅料算定基準に関して

自治体が独自に算定基準を定めることがで

きるかどうか。

これら4事項を町側に通知するとともに、次回は町長にも出席を求めたことにした。

同28日、第4回特別委員会を開催。町長から、改めて今回の件に関し、次のように謝罪と説明があった。

「①再発防止策については、住宅料算定のため専用の算定システムを導入した。しかし、問題の根源は、システムの変更だけで解決に至るとは言い切れないことから、町はチエック体制の構築や、住宅料以外にも誤算定を生じる可能性があるシステムや条例の点検を行う。条例点検は11月をめどとする。

②町民に対する説明の場は、例年11月に行っているまちづくり懇談会を活用する考えである。

③不徴収分の補てんは、平成26年から本年

までの6年間の不足分は徴収しない。また、国等のあらゆる事業に照らして補助金や有利な資金を導入すること、これまで同様、町全体の財源として考えている。

④住宅料の独自算定は、公営住宅建設費の補助金を受けて建設を行っている以上は、国の基準に従った算定を行う必要がある。」

この質疑の中で、不徴収分の全体像を把握するため、個別の額を明らかにすべきとの申し入れを行ったところ、個人情報特定できないような方法での開示を行うことになった。

8月末現在まで誤算定が起きた原因の把握は進んでいるが、再発防止策としてのチエック体制確立にはまだ時間を要する。

議 会 日 誌

7月

18・19日 総務常任委員会
所管事務調査
24・26日 羊蹄山麓正副議長会
道外視察研修
(沖縄県 正副議長出席)

8月

5日 公営住宅使用料の算定誤りに関する調査特別委員会
9日 こども議会 (議長出席)
20日 議会広報研修会
(札幌市 3名出席)
22日 寿大学・老人クラブ合同運動会 (議長祝辞)
24日 JAようてい農業祭
(倶知安町 議長出席)
26日 倶知安厚生病院後援会総会 (倶知安町 議長出席)
27日 後志広域連合議会臨時会 (倶知安町 議長出席)
28日 議員協議会
29日 公営住宅使用料の算定誤りに関する調査特別委員会
後志町村議会議員研修 (積丹町 全員出席)

9月

2・3・5日 産業建設常任委員会
所管事務調査

4日

議会運営委員会
議員協議会

7日

総務常任委員会
幼児センター運動会
(議長出席)

10日

第6回定例会
議会運営委員会
総務・産業建設常任委員

11日

決算特別委員会
二セコハイッ敬老会
(議長祝辞)

12日

議員協議会
第37回二セコマラソン
エスティバル (議長挨拶)



二セコマラソンでは、3kmのスターターを議長が務めました

20日

二セコ町敬老会
(議長祝辞、他3名出席)
第6回定例会
議会、たより編集委員会
日本風景街道大学×シー
ニックバイウエイ北海道
推進協議会 (議長出席)

18日

二セコ町敬老会

17日

二セコ町敬老会

25日

泊原子力発電所視察見学
(議員4名参加)

10月

北海道グランドワークス
情報交換会
(札幌市 議長出席)

8日

第7回臨時会
議会運営委員会
議員協議会

10・11日

後志広域連合議会道
内視察研修
(札幌市他 議長出席)
陸上自衛隊北部方面隊創
隊67周年記念行事
(札幌市 議長出席)
蘭越町開基120年記念
式典 (蘭越町 議長出席)
二セコ町産業まつり
(副議長祝辞)
二セコ小学校学芸会
(篠原議員代理出席)
議会、たより編集委員会

13日

二セコ町産業まつり

19日

二セコ町産業まつり

21日

二セコ町産業まつり

寄付行為の禁止

議員が選挙区内の方にお金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。有権者が求めてもいません。ご理解をお願いいたします。

編集後記

アジアで初開催となる日本でのラグビーワールドカップが盛り上がっていますね。4年前は南アフリカに歴史的な勝利を挙げながら予選プールで敗退してしまいました。今回は優勝候補のイルランドにも勝利し、この編集後記を書いている数日後には前回大会の因縁のスコットランドと決勝トーナメントを賭けて対戦します。サモア戦のテレビの最高視聴率も札幌で40%を超え、弱小と言われ続けていたラグビー日本代表がこれだけ注目される日が来るとは夢にも思いませんでした。フィールドに出ている15人だけではなく、控えや代表に選出されなかった選手、スタッフを含めて「ONE TEAM」として戦うその姿勢にはとても感銘を受けます。

二セコでは紅葉も徐々に進み、寒さが増して冬の到来を予感させます。日本代表にはそんな寒さを吹き飛ばしてくれる熱いプレーを期待します。そして二セコ町もこの冬を「ONE TEAM」で乗り切りたいですね。スコットランドに勝利して、一気に頂点まで駆け上がってエリス杯を日本に！がんばれニッポン！ (Y・K)

議会、たより編集委員

委員長 高木 直良
副委員長 齊藤 うめ子
委員 木下 裕三
委員 小松 弘幸